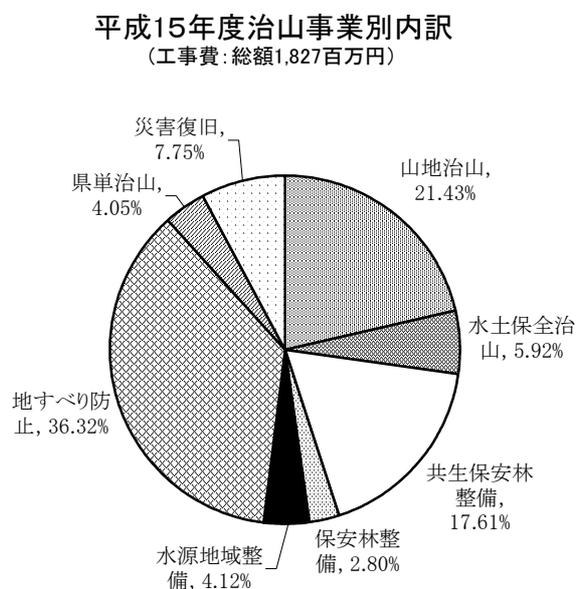
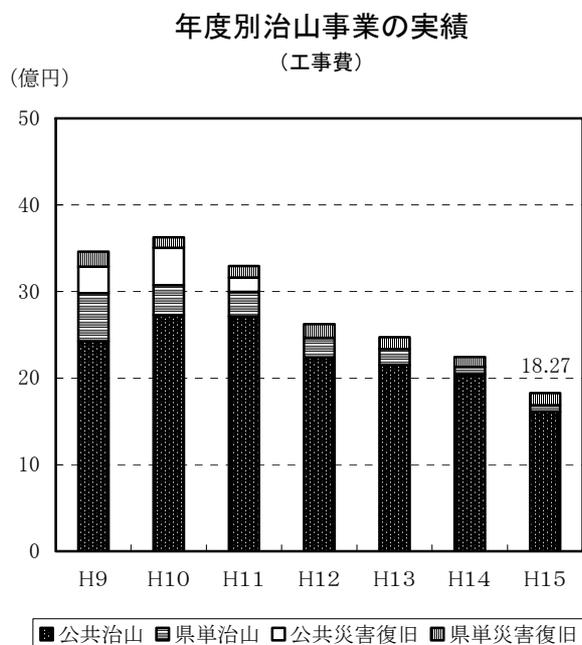


7. 森林の保全

(1) 治山

— 森林のもつ公益的機能の維持増進 —



治山事業は、山地に起因する災害の防止、水資源のかん養、生活環境の保全・形成等森林のもつ公益的な機能を高度に発揮させるため、国庫補助事業により実施している。

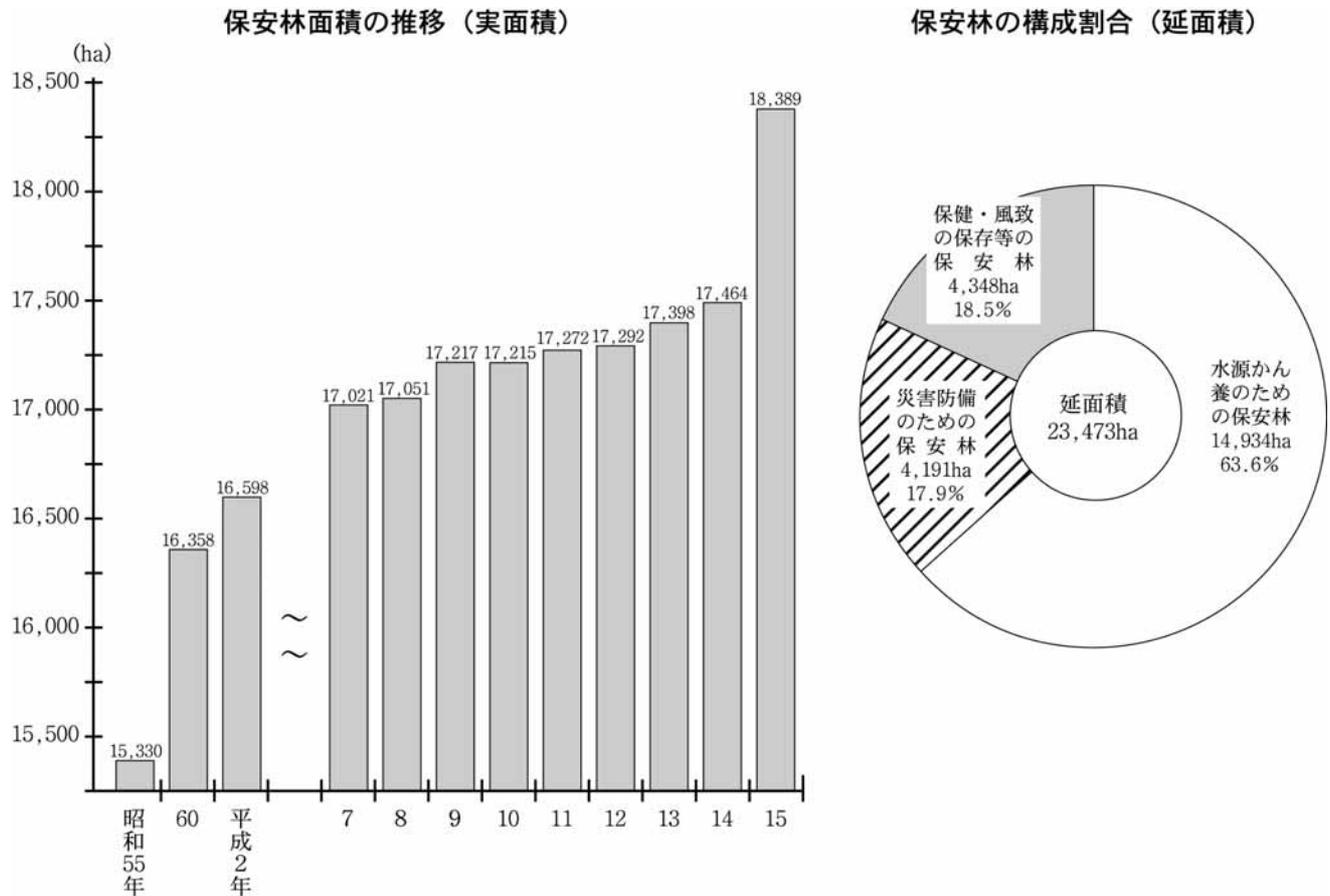
本事業は、「治山緊急措置法」（平成15年4月1日「治山治水緊急措置法」から改正）に基づく「治山事業七箇年計画」により実施されており、平成9年度から平成15年度までの「第九次治山事業七箇年計画」（総額170億円）に対しては、101.3%の達成率を確保することができた。

なお、治山緊急措置法は平成15年度をもって廃止されており、平成16年度以降の治山事業は、「森林法」に基づく「森林整備保全事業計画」により実施している。

また、治山事業の補完的意味合いを持つ県単治山事業(災害復旧事業を含む)については、平成15年度に45箇所、工事費で216百万円（全体工事費に占める割合は11.8%）を実施した。

(2) 保安林

— 県民の生活を守る保安林 —



森林は、木材を供給するだけでなく、水を貯え、山崩れや強風・津波などの被害を防ぎ、また生活に安らぎを与えるなどの働きがある。

こうした森林の中で、特に生活に重要な役割を果たし、伐採等の制限を加える必要のあるものを「森林法」に基づき保安林に指定している。

保安林は、平成16年3月末現在、18,389haで、県土面積の3.6%、森林面積の11.4%を占めている。

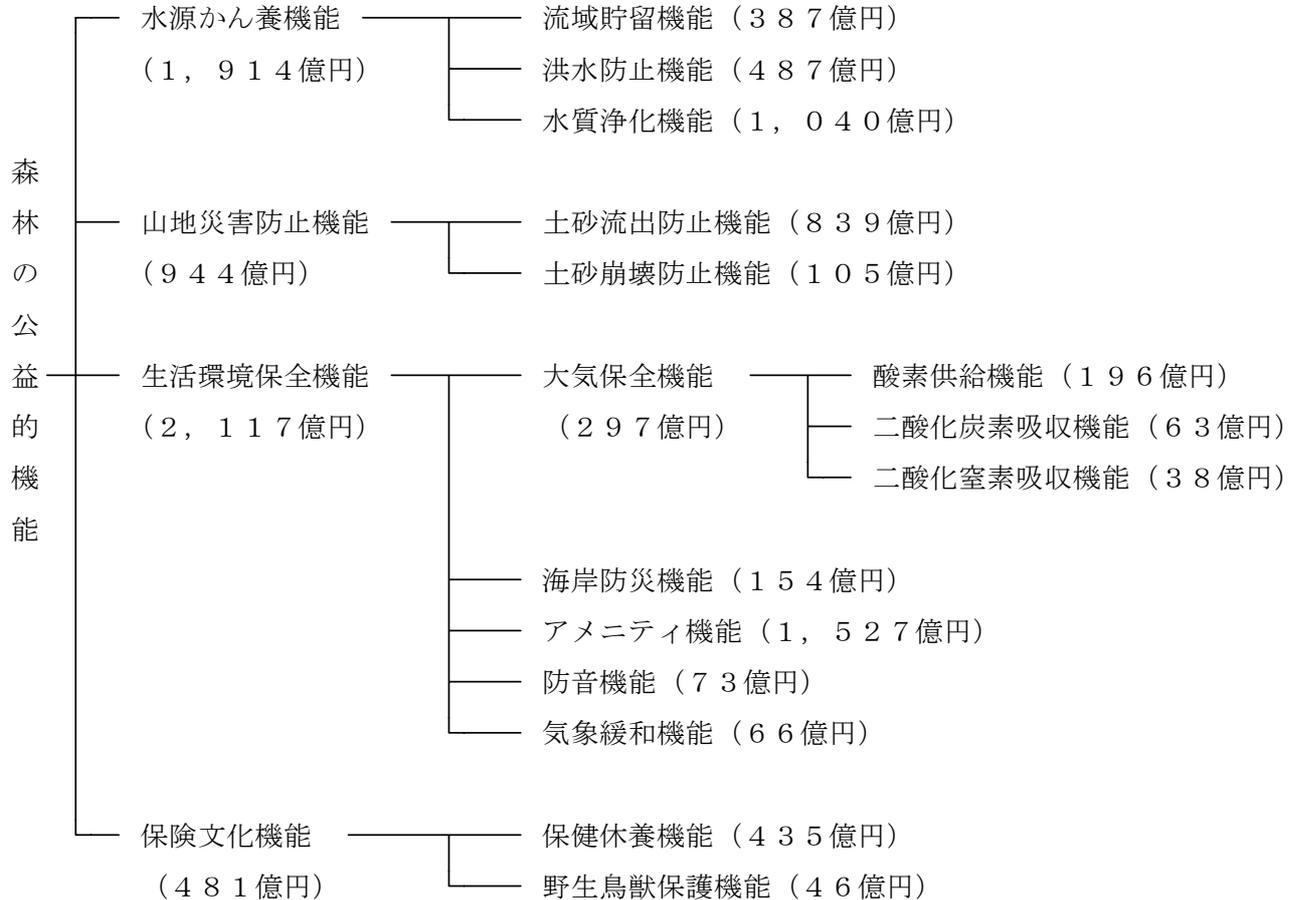
保安林の種類別構成割合は、水源かん養のための保安林が63.6%、災害防備のための保安林が17.9%、保健風致等の保安林が18.5%となっている。所有形態別では、国有林が47%（8,679ha）、民有林が53%（9,710ha）となっている。

保安林の整備については、森林法により水源かん養保安林や保健保安林の指定を積極的に推進するとともに、保安林機能の維持、向上を計画的に図ることとしている。

また、海岸県有保安林については、除間伐、下刈り等の管理作業を計画的に実施している。

(3) 公益的機能の経済的評価

5, 456億円／年（全国では年間約70兆円）



資料：千葉県農林水産部林務課：ちばフォレストプラン21（千葉県森林・林業中長期計画と緊急戦略）

日本学術会議：地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について

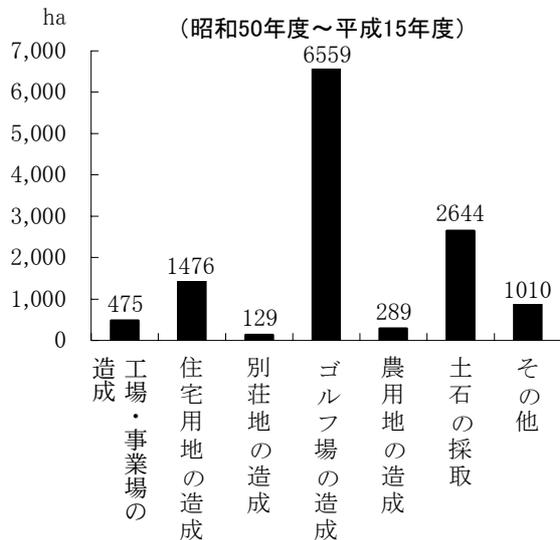
森林には木材等林産物を供給する経済的機能と県民生活を災害から守り、心豊かな生活を提供する公益的機能とがあり、県民の福祉の向上に役立っている。この公益的機能について、公共財あるいは環境材として経済的に評価した場合、どの程度価値があるか、首都圏に位置する本県の自然を保全し、活用する場合の判断材料の一つとして県全体の森林をマクロ的に試算してみた。

なお、試算は環境材と同様の性質を持つ代替材のデータ、つまり、代理市場データを使用することにより評価する「代替法」及び「ヘドニック法」により求めた。

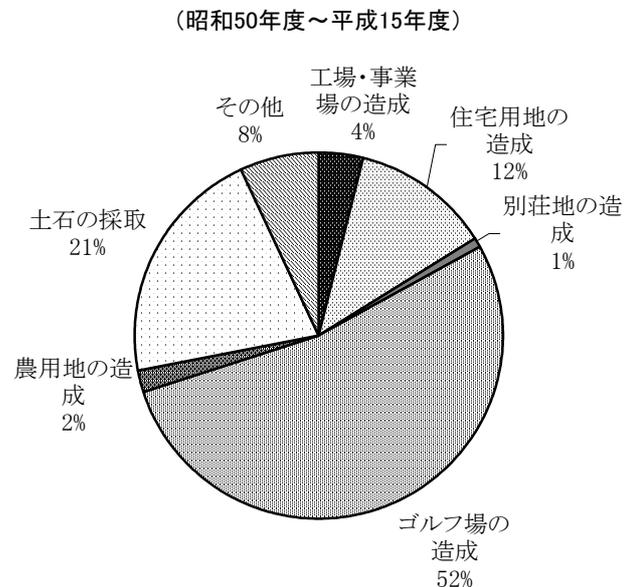
(4) 林地開発

— 秩序ある森林の開発 —

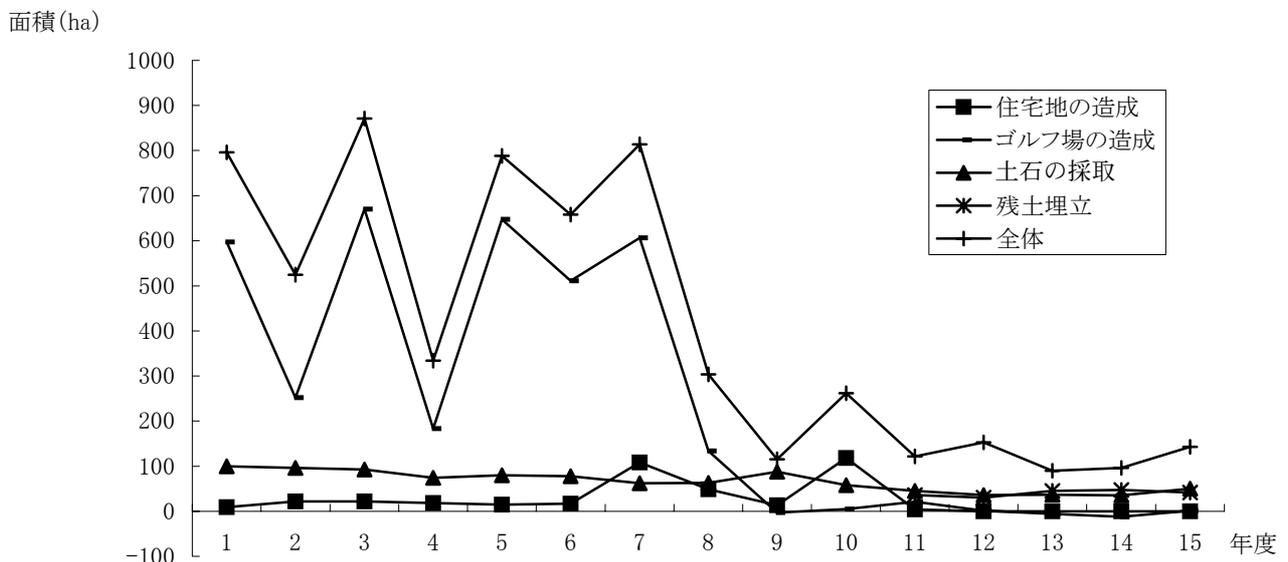
林地開発許可実績



林地開発許可面積割合



林地開発許可面積の推移



平成15年度の森林法に基づく林地開発許可状況は、許可件数で57件（前年度88件）、許可面積で142ha（前年度96ha）となっており、件数は減少したものの、面積では増加傾向にある。

開発目的別構成比は、許可件数においては「土石の採取」が35件（前年度45件）で全体の61%を占めて前年度に引き続き第1位であり、許可面積でも、「土石の採取」を目的とした林地開発が49haで全体の35%を占めて第1位となっている。